

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市財田町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）西縁池地区）を行うことについて平成25年3月18日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成25年4月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫